

監査公表第 12 号（令和 7 年 4 月 4 日、県公報第 585 号登載）
農林水産部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（令和 6 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査の結果（令和 6 年 11 月 11 日 6 監総第 894 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 4 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

6農政第2088号
令和7年3月18日

福岡県監査委員	塩	川	正	一	殿
同	世	利	洋	介	殿
同	森		行	一	殿
同	原	中	誠	志	殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年11月11日6監総第894号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部 筑後農林事務所	貯水堀工事の残土処理工について、残土の運搬距離を積算システムに入力する際、9.5km以下を選択すべきところ、誤って5.5km以下を選択した。また、階段工のうち、階段コンクリート製品の材料単価について、令和5年度の単価を計上すべきところ、令和4年度の単価を計上していた。これらの誤りにより、積算が過小となっていた。	所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導するとともに、工事設計書の決裁時に以下の取組が確実に行われているか確認することとした。 ・ 担当者及び上司は、積算書の入力内容について、誤りやすい事項を記載したチェックリストを用いて、複数で確認する。 ・ 確認にあたっては、設計書を取り込み、入力された単価の条件や内容が見やすいように出力できるソフトを活用し、これにより施工単価条件や単価の年度などの確認を効率的に行う。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部 筑後川水系農地開発事務所	ゲート補修工事の仮締切工及び仮設道路工において使用する大型土のう袋や盛土材料について確認を怠ったため、仕様書で示した他の工事でも使用可能となる材料ではなく、規格が異なる安価な材料が使用されていた。なお、本工事の執行においては、使用された材料で問題はなかった。	所属長は、職員に対し、今回の誤りと原因を示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、定期的な研修の実施と以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は、工事を受注した業者から工事で使用する材料について「材料使用承認願」が提出された際に、仕様書の内容が明記された「資材集計一覧表」と照合し、確認する。 ・ 担当者は、仮設工事の出来高を確認する際に、使用材料の現物と「材料使用承認願」を現地で照合して確認の上、材料の状況を撮影し、写真を添付した工事打合書により上司へ報告する。 ・ 上司は、工事打合書と「材料使用承認願」を照合し、確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。